

隣接市の地域密着型通所介護事業所の指定  
令和3年11月2日から令和4年4月1日まで

## 1 地域密着型通所介護事業所について

平成28年4月1日より小規模（利用定員18人以下）通所介護サービスの地域密着型サービスへの移行に伴い、原則として事業所が所在する市区町村の被保険者だけが利用できることになり、市外市区町村に所在する地域密着型介護サービスを利用する際には、従前からの地域密着型サービスの指定手続きと同様の手続きが必要になりました。

ただし、隣接市（立川市・国立市・府中市・小金井市・小平市）については、介護保険法第78条の2第9項の規定により、利用に係る同意不要協定を締結しています。また、同法同条第10項の規定により、指定申請があった場合には、被申請市町村長の指定があったものとみなされます。

令和3年11月2日から令和4年4月1日までに指定を決定した事業所は以下のとおりです。

## 2 地域密着型通所介護事業所

事業所名	事業者番号	所在地	指定年月日	指定有効期間
リハビリデイサービス よつば	1374301966	東京都小平市上水 南町1-2-14	令和4年4月1日	令和4年4月1日～ 令和10年3月31日
デイサービスともだち の家	1374301768	東京都小平市喜平 町1-13-10-102号	令和4年3月1日	令和4年3月1日～ 令和10年2月29日
わたしんち上水本町	1374302808	東京都小平市上水 本町2-4-6	令和4年5月1日	令和4年5月1日～ 令和10年4月30日